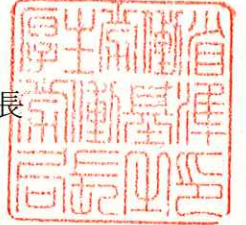


基発 1020 第 5 号
令和 2 年 10 月 20 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について

石綿障害予防規則第 3 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）により、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号）による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 4 項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 2 項から第 4 項までに定める一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者及び一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（以下「建築物石綿含有建材調査者」と総称する。）であることが要件とされたところです。

これに伴い、全国規模で建築物石綿含有建材調査者を養成する必要があることから、別添のとおり登録規程の運用に際しての留意事項を都道府県労働局あて通知していますので、貴団体におかれましても了知いただきますとともに、傘下会員事業場をはじめとした関係者に対する周知に御協力をいただきますようお願いいたします。